

## 事前開示事項（変更分）

2023年3月17日

愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地

サンテック株式会社

代表取締役 鄭 元鎬

当社（2023年4月1日付で santec Holdings 株式会社に商号変更予定。）は、santec AOC 株式会社（以下「承継会社①」といいます。）、santec LIS 株式会社（以下「承継会社②」といいます。）、santec OIS 株式会社（以下「承継会社③」といいます。）、santec Japan 株式会社（以下「承継会社④」といいます。）との間で、2022年11月11日付にて締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社の AOC カンパニー事業を承継会社①へ承継させる吸収分割（以下「本件分割①」といいます。）、当社の LIS カンパニー事業を承継会社②へ承継させる吸収分割（以下「本件分割②」といいます。）、当社の OIS カンパニー事業を承継会社③へ承継させる吸収分割（以下「本件分割③」といいます。）、並びに当社の国内販売事業及びソリューション事業を承継会社④へ承継させる吸収分割を行うこととし、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条書に基づく書面を開示いたしましたが、本件分割①、本件分割②及び本件分割③について、2023年3月17日付で本吸収分割契約の変更契約を締結したことに伴い、開示書類に変更が生じたので、会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。（下線は変更箇所）。

### 記

#### I. 本件分割①

##### 1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

なお、2023年3月17日付で当社及び承継会社①の間で、別添のとおり本吸収分割契約の変更契約を締結しました。

##### 2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件分割①に際して承継会社①は、普通株式 100 株を新たに発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、承継会社①の完全親会社であることから、当社内で当社及び承継会社①の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に割当株式数を決定いたしました。

## II. 本件分割②

### 1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

なお、2023年3月17日付で当社及び承継会社②の間で、別添のとおり本吸収分割契約の変更契約を締結しました。

### 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めに関する事項

本件分割②に際して承継会社②は、普通株式 100 株を新たに発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、承継会社②の完全親会社であることから、当社内で当社及び承継会社②の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に割当株式数を決定いたしました。

## III. 本件分割③

### 1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

なお、2023年3月17日付で当社及び承継会社③の間で、別添のとおり本吸収分割契約の変更契約を締結しました。

### 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めに関する事項

本件分割③に際して承継会社③は、普通株式 100 株を新たに発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、承継会社③の完全親会社であることから、当社内で当社及び承継会社③の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に割当株式数を決定いたしました。

以上

別添 吸収分割契約 変更契約書

(次頁以降のとおり)



## 吸収分割契約 変更契約書

サンテック株式会社（以下「甲」という。）、santec AOC株式会社（以下「乙」という。）、santec LIS 株式会社（以下「丙」という。）及び santec OIS 株式会社（以下「丁」という。）、乙、丙と合わせて「乙～丁」という。）は、甲並びに乙～丁及び santec Japan 株式会社間で 2022 年 11 月 11 日付にて締結された吸収分割契約のうち、甲及び乙～丁間の吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）の変更について、次のとおり変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

（本吸収分割契約の変更）

第 1 条 本吸収分割契約第 2 条を次の通り変更する（変更箇所は下線部）。

「(分割対価の交付及び割当て)

第 2 条 乙～丁は本件分割に際して、それぞれ普通株式 100 株を発行し、すべて甲に割り当てる。」

2 本吸収分割契約第 3 条を次の通り変更する（変更箇所は下線部）。

「(資本金、準備金)

第 3 条 本件分割により増加する乙～丁のそれぞれの資本金及び準備金の額は次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件 AOC 事業、本件 LIS 事業、及び本件 OIS 事業に係る資産及び負債の状態により、甲及び乙～丁間で協議の上、これを変更することができる。

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 資本金   | <u>9,000,000</u> 円 |
| (2) 資本準備金 | <u>2,500,000</u> 円 |
| (3) 利益準備金 | 0 円                |

（変更の効力）

第 2 条 本変更契約は、本吸収分割契約の不可分の一部をなし、本変更契約により変更されたものを除き、本吸収分割契約のその他の定めは引き続き効力を有する。本変更契約締結日より、本吸収分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約によって変更された内容の本吸収分割契約を意味するものとする。

以上のとおり契約したので、本契約書1通を作成し、甲及び乙～丁が各自記名押印のうえ、甲が本契約書原本を保有し、乙～丁はその写しを保有する。

2023年3月17日

甲 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
サンテック株式会社  
代表取締役 鄭 元鎬



乙 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec AOC 株式会社  
代表取締役 上原 昇



丙 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec LIS 株式会社  
代表取締役 宮腰 泰平



丁 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec OIS 株式会社  
代表取締役 諫本 圭史



THE UNIVERSITY OF CHINA PRESS

